

(罰則)
第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

【告示日：平成20年1月1日】

(飯田市手数料条例の一部改正)

2 飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

8 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただしどうし書の規定による許可	1件	180,000円
--	----	----------

附 則（平成23年3月25日規則第9号）

この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく工業専用地区に係る特別用途地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

【告示日：平成24年1月13日】

附 則（平成23年3月25日規則第9号）

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第17号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特別用途地区 大規模集客施設制限 地区	建築してはならない建築物 法別表第2（か）項に掲げるもの
工業専用地区	法別表第2（わ）項第2号から第8号までに掲げるものの（第5号にあっては、物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。）